
旧 福 江 清 掃 セ ン タ ー
解 体 撤 去 工 事 仕 様 書

平成 28 年度

五 島 市

目 次

第1章	総則	1
1.	工事の目的	1
2.	工事名称	1
3.	工事場所	1
4.	工事期間	1
5.	施設の概要	1
6.	工事範囲	2
7.	法令・条例・規則の厳守	4
8.	責任施工	4
9.	経費負担	4
10.	工事实績情報の登録	4
11.	保険	5
12.	建設業退職金共済制度	5
13.	承諾申請図書	5
14.	関係官庁届出書	5
15.	工事検査図書	5
16.	検査及び試験	6
17.	正式引き渡し	6
18.	疑義	6
19.	監督職員事務所	6
20.	その他	6
第2章	安全・環境保全措置等	8
1.	安全管理（一般事項）	8
2.	事故報告	8
3.	交通及び保安上の措置	8
4.	有害物の拡散・汚染防止	8
5.	現場の美化	8
6.	周辺環境保全と事故防止	8
7.	工事車両について	8
8.	作業日及び作業時間	9
9.	環境保全基準	9
第3章	廃棄物の処理・処分	10
1.	廃棄物の区分と処理・処分	10
第4章	汚染物の事前調査結果及び追加調査と管理区域の設定	12

1.	ダイオキシン類等及びアスベスト事前調査結果-----	12
2.	追加調査-----	13
第5章	工事仕様-----	15
1.	計画条件-----	15
2.	解体フロー-----	15
3.	一般仮設工事-----	15
4.	ダイオキシン類対策仮設工事-----	16
5.	除染工事-----	17
6.	汚染物除去等の確認-----	19
7.	建屋・プラント機器解体準備工事-----	21
8.	建屋地上部解体工事-----	22
9.	建屋地下解体工事-----	22
10.	内装解体-----	23
11.	アスベスト成型板撤去-----	23
12.	煙突解体-----	24
13.	基礎杭の解体-----	24
14.	外構・植栽解体-----	25
15.	埋め戻し・整地工事-----	25

第1章 総則

1. 工事の目的

本仕様書は、五島市（以下「甲」という。）が行う、旧福江清掃センター解体撤去工事（以下「本工事」という。）に適用する。

本工事は旧福江清掃センターの解体撤去を適正に行うことを目的とする。

請負者は（以下「乙」という。）本仕様書、建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房庁営繕部監修）、「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成 26 年 1 月 10 日基発 0110 第 1 号、厚生労働省）（以下「ばく露防止対策要綱」という。）及びアスベスト関係法令・規則等に基づいて実施するものとする。

また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、解体工事で発生する廃棄物を適切に処理するものとする。

2. 工事名称

旧福江清掃センター解体撤去工事

3. 工事場所

長崎県五島市浜町 740

4. 工事期間

自：契約締結日より

至：平成 29 年 7 月 29 日

5. 施設の概要

1) 敷地面積

4,784 m²

2) 建築面積

工場棟 1,004.36 m²、管理棟 206.79 m²

3) 延床面積

工場棟 1625.10 m²、管理棟 206.79 m²

4) 焼却施設処理

60 t / 日（30 t / 16 h × 2 炉）准連続燃焼式（昭和 59 年 2 月竣工）

6) 主要建築物構造

工場棟：鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 管理棟：鉄筋コンクリート造平屋建

7) 煙突構造

高さ 50.0m 鉄筋コンクリート造

8) 施設の竣工年月

昭和 59 年 2 月

9) その他

表 1-6-1、1-6-2-1、1-6-2-2 に示す。

6. 工事範囲

本工事は、五島市旧福江清掃センター敷地内施設の内、囲障を除く施設及び設備とする。

工事範囲については配布資料の解体範囲図を参照すること。

6-1 解体対象建築物及び解体範囲

解体範囲図に含まれる以下の建築物等を解体撤去する。なお、ピット、柵、基礎杭、水槽等の地下構造物等もすべて含むものとする。

表 1-6-1 解体対象建築物等

No	名 称	規模・構造等	建築面積	延床面積
1	工場棟	RC 造、S 造、地下 1 階、 地上 3 階 壁 ALC 版、屋 根露出アスファルト防 水、長尺カラー折板 高さ 17.4m	1,004.36 m ²	1,625.10 m ²
2	管理棟	RC 造 平屋、屋根露出 アスファルト防水 高さ 4.3m	206.79 m ²	206.79 m ²
3	煙突	外筒 RC 造、H=50m、φ 5.0m 補強有 内部ライニング 耐火煉 瓦		
4	重油タンク	地下式 RC 造、		
5	洗車場	RC 造、	34 m ²	
6	車庫・倉庫	S 造 外壁スレート、屋 根スレート	108 m ²	
7	浄化槽	地下式		
8	厚生室	木造 平屋	50 m ²	

6-2 プラント設備

解体範囲図に示す全てのプラント設備を解体撤去する。

6-2-1 工場棟（焼却施設）

主要な設備を以下に示す。

表 1-6-2-1 工場棟主要設備等

設備名称	種 別	数量	単位	備 考
受入供給設備	ごみ計量機	1	基	
	ごみクレーン	1	基	
燃 焼 設 備	投入ホッパ	2	基	
	焼却炉（ストーカ）	2	基	
	歩廊・梯子	1	式	
燃焼ガス冷却設備	助燃バーナ	1	式	
	ガス冷却室	2	基	
	空気予熱器	2	基	
排ガス処理設備	歩廊・梯子	1	式	
	電気集じん器	2	基	
通 風 設 備	押込送風機	2	基	
	誘引送風機	2	基	
余熱利用設備	温水発生器	2	基	
	給湯用温水タンク	1	基	
	温水循環ポンプ	3	台	
	場内給湯用温水ポンプ	2	台	
灰だし設備	EP 灰コンベア	2	台	
	加湿機	1	基	
	灰クレーン	1	基	
	灰出しコンベア	2	基	
給排水設備	プラント用ろ過器	1	基	
	建築設備用受水槽	1	基	
	給排水用各種ポンプ	1	式	
排水処理設	排水処理設備	1	式	
雑 設 備	洗車装置	1	式	
配 管 類	配管類	1	式	
電気・計装設備	各種盤、ケーブル、電線、電線管	1	式	

6.3 建築設備

解体範囲図に示す全ての建築設備を解体撤去する。

6.4 外構解体撤去工事

敷地周辺の雨水排水側溝は残置するが、それ以外の設備は、全て撤去する。撤去範囲図を参照すること。

6.5 埋戻し工事

地下構造物撤去後の埋戻しを行う。

施工は公共工事建築標準仕様書によるが、埋め戻し使用する土壌の品質管理は、社団法人環境センターの「埋め戻し土壌の品質管理指針」による。なお、原則、砂質土とする。

解体跡地場内は、全般を整地する。整地高さは現況の路盤高さとする。また、敷地の平面測量及び横断測量を行い、提出するものとする。

6.6 その他の工事等

- 1) 仮囲いの設置・撤去
- 2) ダイオキシン類対策仮設工事
- 3) 工事に必要な事前調査（ダイオキシン類、アスベスト、ベローQ）
- 4) 汚染物の除去
- 5) 各種モニタリング（施工前、施工中、施工後、連続測定）
- 6) 廃棄物の処理・処分
- 7) その他必要な工事

7. 法令・条例・規則の厳守

乙は、工事上関係のある法令・条例・規則等を遵守し、必要な届出、手続き等は、乙が代行して行うこと。

8. 責任施工

本工事において、全て乙の責任により施工しなければならない。なお、内訳書に記載の数量は参考であり、本仕様書に明記されていない事項であっても、施工上又は性質上、当然必要と思われるものについては、全て乙の責任において補足・完備させなければならない。

また、乙の責任によって生じた甲又は第三者に対する損害については、乙はその損害を補償すると共に一切の責任を負うものとする。

9. 経費負担

乙は、本工事に必要な全ての経費を負担とするものとする。なお、本工事で発生する有価物の売却により得られる金額は、必要経費に逆計上するものとする。

10. 工事实績情報の登録

乙は、工事を実施するにあたり、工事实績情報（財）日本建設情報総合センターの工事实績情報サービス（CORINS）に基づき「工事カルテ」を作成し、甲の確認を受けたのち電子データを提出しなければならない。また、（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを甲に提出しなければならない。

- 1) 受注時の登録 契約後 10 日以内（土、日、祝日を除く）
- 2) 契約内容変更時の登録 変更契約締結後 10 日以内（土、日、祝日を除く）

- 3) 完了時の登録 工事完成後 10 日以内（土、日、祝日を除く）

11. 保険

乙は、本工事の施工にあたり以下に示す必要な保険に加入すること。

- 1) 火災保険
- 2) 建設工事保険
- 3) 土木工事保険
- 4) 請負者賠償責任保険
- 5) 労働災害保険（使用者賠償保険、法定外補償保険）

12. 建設業退職金共済制度

乙は、工事期間中、建設業退職金共済制度に係る所定の手続きをとること。

13. 承諾申請図書

乙は、施工にあたり、事前に承諾申請図書により甲の承諾を得てから着工するものとする。提出部数は原則 3 部とする。

- | | |
|---------------------------|-----------------|
| 1) 図書目録及び図書提出予定表 | |
| 2) 各設備機器メーカーリスト | 除染機器、保護具等 |
| 3) 設備・機器詳細図 | 必要に応じて |
| 4) 施工計画書（工種工事別の施工及び安全計画等） | |
| 5) 各機器の搬入要領書 | ダイオキシン類対策機器、重機 |
| 6) 主要機器の検査済書 | 集じん装置、仮設排水処理設備 |
| 7) 各機器の運転方案 | 仮設排水処理設備、連続監視装置 |
| 8) 施工及び据付要領書 | |
| 9) 各種計算書、検討書 | 必要に応じて |
| 10) 安全管理要領書 | |
| 11) 試運転実施要領書 | 仮設排水処理設備、連続監視装置 |
| 12) 仮設計画書 | |
| 13) 教育指導計画書 | 特別教育に係るもの |
| 14) 報告書様式 | |
| 15) その他甲が指示する図書 | |

14. 関係官庁届出書

乙は、本工事の施工にあたり以下に示す関係官庁への届出を、甲に報告した後に遅滞なく行うこと。

- 1) 建設工事計画届（労働基準監督署）
- 2) 特定建設作業届
- 3) 建築物除却届
- 4) その他必要な書類

15. 工事検査図書

乙は、工事工程に基づき、甲が指示する次の図書を原則各 3 部提出する。

- 1) 工事着手届（本市様式）
- 2) 現場代理人等届及び資格者証の写し
- 3) 監理技術者資格証の写し
- 4) 技術者の常時雇用に関する証明書類

- 5) 工事工程表
- 6) 施工体制台帳
- 7) 工事現場組織表
- 8) 下請人選定通知書
- 9) 安全管理体制表、指導事項及び指示事項
- 10) 打合議事録（会議・検査・協議・検討資料・電話等含む）
- 11) 月間及び週間工程表
- 12) 月間工事進捗状況報告書（写真付）
- 13) 工事写真
- 14) 工事日報（写真付）
- 15) 各種検査願（現場立会い検査願）
- 16) 納品書
- 17) 廃棄物処理契約書及びマニフェストの写し
- 18) 各種分析結果一覧表及び報告書
- 19) 中間検査願及び出来高検査願、内訳書
- 20) 地元住民説明会資料
- 21) その他、甲が指示する図書

16. 検査及び試験

施工に係る検査及び試験は、下記により行う。

- 1) 乙は、次の検査を計画して適切に実施すること。検査及び試験は、原則として甲の立会もので行う。なお、甲の検査前には自主検査を行うこと
 - ①施工検査（各種段階検査）
 - ②完成検査
 - ③その他甲が指示する検査
- 2) 検査及び試験は、あらかじめ甲の承諾を得た検査（試験）要領書に基づいて行うこと。
- 3) 施工に係る検査及び試験の手続きは乙において行い、これに要する経費は乙の負担とする。
- 4) 乙は、甲の承諾を得て工事が終了したとき、工事完成届けに工事終了後の環境モニタリング等の各種検査結果を添えて完成検査を申請する。

17. 正式引き渡し

工事の完成後、正式に引き渡しをする。工事の完成とは「第 1 章 6 工事範囲」に記載された工事をすべて完了し、完成図書の提出後、甲の完成検査を受けて、合格した時点とする。

18. 疑義

乙は、本仕様書に疑義が生じた場合は、甲と協議のうえ決定する。ただし、本仕様書に明示されていない事項であっても、工事の施工上当然必要なものは、甲と協議を行い乙の負担で施工するものとする。

19. 監督職員事務所

監督職員事務所は不要であるが、月の定例会議を行える広さの会議室（市参加人数 4 人程度）は現場事務所に確保すること。また監督職員補助（2 名）の更衣ロッカーを設置すること。

20. その他

本工事の施工にあたっては、下記の関係法令・条例・通知・通達・指針・要綱・指針・マニュアルの最新版を適用する。

- 1) 建築基準法
- 2) 環境基本法
- 3) 循環型社会形成推進基本法
- 4) 水質汚濁防止法
- 5) 土壌汚染対策法
- 6) 大気汚染防止法
- 7) 騒音規制法
- 8) 振動規制法
- 9) 廃棄物処理法
- 10) 建設リサイクル法
- 11) ダイオキシン類対策特別措置法
- 12) 労働安全衛生法
- 13) 石綿障害予防規則
- 14) 建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2014.6 (環境省水・大気環境局大気環境課)
- 15) 廃棄物焼却施設解体アスベストマニュアル
- 16) 廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱
- 17) 廃棄物焼却施設解体作業マニュアル (厚生労働省労働基準局化学物質調査課編)
- 18) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 各種仕様書
- 19) 社団法人土壌環境センター「埋め戻し土壌の品質管理指針」
- 20) その他関係法令及び規格

第2章 安全・環境保全措置等

1. 安全管理（一般事項）

「労働安全衛生法」等の関連法規を遵守するとともに、中央労働災害防止協会・建設業労働災害防止協会等の出版物等を参考にして、安全管理に必要な措置を講じ、労働災害防止に努めること。

- 1)現場ではヘルメットを完全着用し、危険な箇所等においては必ず保護具等の着用の上、作業を行うこと。
- 2)電源（発電機）・電気工具・投光器・電気機械器具等は、十分整備されたものを使用すること。また、漏電防止に十分留意すること。
- 3)火器使用に際しては、周囲の状況を把握し、災害防止に注意すること。
- 4)高所作業に際しては、常に足場の確保に注意し、転落防止のための防護対策をとること。また荷揚げ用ウインチ・ゴンドラ等は十分に点検・整備されたものを使用すること。なお、高所以外でも作業中転落の恐れがある場合は、足場を組み安全ベルト等の転落防止を施し、無理な作業を行わないこと。
- 5)タンク内部・地下室・トレンチ及びごみピット等空気流入の少ない場所、ガス発生のおそれがある場所での作業は、事前に酸素濃度・有害ガスの有無を測定し、危険のない状態で作業を行うこと。

2. 事故報告

乙は、作業中に事故があった場合は、直ちに措置を講じるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について、速やかに甲に報告すること。

3. 交通及び保安上の措置

乙は、工事中の交通の妨げとなる行為、その他公衆に迷惑を及ぼす行為がないよう、交通及び保安上の注意をしなければならない。また、必要に応じて作業現場出入口以外の箇所にも誘導員を配置するなど、安全対策に万全を期すること。

4. 有害物の拡散・汚染防止

乙は、ダイオキシン類及び石綿等の有害物の拡散・汚染がないよう適切な工法により解体撤去工事を実施すること。

5. 現場の美化

安全衛生管理面のほか、ごみ処理行政のイメージアップのために、作業環境の改善、作業現場の美化に努めること。また喫煙所は一箇所にとりまとめ分煙を進めること。

6. 周辺環境保全と事故防止

搬入・搬出車両のアイドリングを禁止すること。また、ほこりや土砂等の飛散、流出の防止等、周辺環境の保全に努めること。

7. 工事車両について

工事期間中の工事車両は次の事項に留意すること。

- 1) 過積載による違法運行の防止
積載荷重制限を超えて土砂等を積み込ませないこと。

8. 作業日及び作業時間

工事は、原則として日曜日、祝日、年末年始は行わない。また、工事用地での作業時間は、原則として午前 8 時 00 分から午後 5 時 30 分までとする。工事範囲内にはみだりに人が入れないよう安全柵を施すとともに、夜間及び休日は門扉の施錠を行う。なお、中断が困難な作業、重機の搬出入等でやむを得ない作業は、事前に甲の承諾を得た上で作業することができる。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

9. 環境保全基準

1) 環境保全基準

(1) 大気質（敷地境界及び負圧集じん機出口で）

①ダイオキシン類 0.6pg-TEQ/Nm³以下

②アスベスト 1本/L以下

(2) 水質（仮設排水処理設備の処理水槽で）

①ダイオキシン類 10pg-TEQ/L

②重金属類 水質汚濁防止法一律排水基準

(3) 騒音・振動

法規制値の内第 2 号区域の規制値を適用(敷地境界)

表 2-10-1 特定建設作業の関する騒音・振動の基準

種類	規制値	時間帯
騒音	85 dB	昼間 (7 : 00 ~ 22 : 00)
振動	75 dB	昼間 (7 : 00 ~ 22 : 00)

2) 特に注意を必要とする周辺施設

特になし

第3章 廃棄物の処理・処分

1. 廃棄物の区分と処理・処分

本工事に伴い発生する廃棄物は、「廃棄物処理法」、「建設リサイクル法」、「放射性物質汚染対処特措法」に基づき、適正に処理・処分するものとする。なお、廃棄物の運搬、処理、処分を委託する場合は事前に甲に承諾を得ること。

1) 廃石綿

解体工事で発生した以下のものについては、廃石綿（特別管理産業廃棄物）として、適正に処理すること。

(1) 石綿含有吹付材を除去したもの

(2) 石綿含有保温材を除去したもの（プラント設備の点検口の保温材も該当する）

(3) 石綿建材除去作業に用いられ、廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣、用具・器具であって、石綿が付着しているおそれがあるもの。（負圧集じん装置のフィルター等も含む）

2) 石綿含有産業廃棄物（石綿含有成型板を除去したもの）

石綿含有産業廃棄物は、マニフェストに明記し、産業廃棄物として適正に処理すること。

3) 保温材（ロックウール等で石綿を含まないもの）

産業廃棄物として適正に処理すること。

4) 燃え殻

設備内に残存する燃え殻は、ダイオキシン類濃度及び重金属類濃度に応じて産業廃棄物として適正に処理すること。

5) ばいじん（高圧洗浄に伴い発生する汚泥を含む）

設備内に残存する燃え殻は、ダイオキシン類濃度及び重金属類濃度に応じて産業廃棄物として適正に処理すること。

6) 煉瓦

ダイオキシン類濃度及び重金属類濃度に応じて産業廃棄物として適正に処理すること。ただし、ダイオキシン類濃度が土壤環境基準（250pg-TEQ/g）以上の場合は管理型処分場での処理とする。

7) 不定形耐火物（キャストブル）

ダイオキシン類濃度及び重金属類濃度に応じて産業廃棄物として適正に処理すること。ただし、ダイオキシン類濃度が土壤環境基準（250pg-TEQ/g）以上の場合は管理型処分場での処理とする。

8) 汚水（高圧洗浄に伴い発生する洗浄水）

ダイオキシン類濃度及び重金属類濃度に応じて産業廃棄物として適正に処理すること。

9) 保護具等

ダイオキシン類除染に用いた保護具は、特別管理産業廃棄物として処理すること。その他の作業に用いた保護具は、産業廃棄物として適正に処理すること。

10) コンクリートガラ、アスファルトガラ、木質系廃材

建設リサイクル法にしたがって、中間処理にて再利用とすること。ただしコンクリートガラはダイオキシン類濃度が土壤環境基準（250pg-TEQ/g）以上の場合は、管理型処分場での処理とする。

11) 建設混合廃棄物

発生の抑制に努めること、なお発生した廃棄物は産業廃棄物として適正に処理すること。

12) 薬品類、油脂類

施設内に残置されている薬品類、油脂類は、産業廃棄物として適正に処理すること。

13) イオン化煙感知器

煙感知器のうち、放射性同位元素を使用しているものは、販売又は製造会社に処理を依頼すること。不明の場合は社団法人日本アイソトープ協会に処理を依頼すること。

14) 鉄類。電線類

スクラップとして、処理すること、

15) その他の残置物

産業廃棄物として適正に処理すること。

第4章 汚染物の事前調査結果及び追加調査と管理区域の設定

1. ダイオキシン類等及びアスベスト事前調査結果

ダイオキシン類及びアスベストは施設稼働停止後の平成27年9月17日に事前の調査を行っている。調査箇所を以下の表に示す。

なお、「解体作業開始前の空気中のダイオキシン類の測定」については既存施設データにより2.5pg-TEQ/m³として取り扱う。

1-1 ダイオキシン類等事前調査

ダイオキシン類の事前調査位置及び採取写真は添付資料を参照すること。

表4-1-1 ダイオキシン類事前調査結果（付着物・堆積物）

調査対象箇所名	対象物	検体数	ダイオキシン類毒性当量(ng-TEQ/g)	重金属類判定
1号焼却炉	炉内焼却灰	1	0.0063	基準値内
	炉壁付着物	1	0.00034	基準値内
2号焼却炉	炉内焼却灰	1	0.014	基準値内
	炉壁付着物	1	0.0021	基準値内
煙突下部	付着物	1	87	基準値内
煙道内	付着物	1	34	カドミウム
1号電気集じん器	堆積物	1	56	基準値内
	壁面付着物	1	17	基準値内
2号電気集じん器	堆積物	1	5	基準値内
	壁面付着物	1	2.7	カドミウム、鉛
1号ガス冷却室	付着物	1	0.0025	基準値内
2号ガス冷却室	付着物	1	0.00021	基準値内
排水処理設備	付着物	1	0.0010	基準値内
灰ピット内	付着物	1	19	基準値内
計				

※ **太字**は3ng-TEQ/g以上の値を超過し設備等を示す。

重金属類判定の内、基準値内以外は、基準値を超えた重金属類を表す。

1-2 ダイオキシン類・総粉じん事前調査（作業環境 併行測定）

表4-1-2 ダイオキシン類・総粉じん測定（焼却炉室）

試料名		作業環境空気		
採取年月日		平成27年9月7日		
採取時刻				
ダイオキシン類毒性当量	pg-TEQ/m ³	粒子状	ガス中	
		6.0	0.17	
D値	pg-TEQ/mg	205.67		
		第3管理区域		

1-3 石綿(アスベスト)

表 4-1-3 アスベスト含有建材使用箇所

調査対象箇所名	部位	調査対象物	含有石綿種類	定量
倉庫	屋根	スレート板	クリソタイル	6.7%
倉庫	壁	スレート板	クリソタイル	8.2%
誘引送風機室	壁	吹付材	無	

※機器点検口断熱材：未調査であるが、設置年代よりアスベスト含有の可能性が高いため、含有として扱うものとする。

※石綿ケイカル板使用箇所：湯沸室、男子便所、脱衣・更衣室の天井

1-4 絶縁油中の PCB 濃度

表 4-1-4 絶縁油中の PCB 濃度

試料名	製造番号等	絶縁油中の PCB 濃度	判定
変圧器①	AJ1419001	9.9 mg/kg	該当
変圧器②	F200665K	39 mg/kg	該当
変圧器③	G180218K	1.7 mg/kg	該当

2. 追加調査

事前調査結果、3 ng-TEQ/g を超えるダイオキシン類が検出された場合には、ばく露防止対策要綱に基づきその周辺の箇所（少なくとも 1 点以上）における汚染状況の追加調査を行う必要がある。以下に本工事での追加調査箇所及び検体数を示す。

2-1 ダイオキシン類の調査

表 4-2-1 ダイオキシン類追加調査（付着物・堆積物・汚泥）

調査対象箇所名	対象物	検体数	備考
煙突下部	付着物	1	
煙道内	付着物	1	
1号電気集じん器	堆積物	1	
	壁面付着物	1	
2号電気集じん器	堆積物	1	
灰ピット内	付着物	1	
計		6	

2-1 石綿(アスベスト)

表 4-2-1 アスベスト含有建材使用箇所

調査対象箇所名	部位	調査対象物	検体	備考
各種点検口	リボン	断熱材	2	

管理棟	床	ビニルタイル	1	
管理棟（湯沸室）	天井	石綿ケイカル板	1	
計			4	

※石綿ケイカル板使用箇所：湯沸室、男子便所、脱衣・更衣室の天井

2-5 絶縁油中の PCB 濃度

表 4-1-4 絶縁油中の PCB 濃度

調査対象箇所名	対象	検体	備考
電気集じん器	電気集じん器のシリコン整流器（前室から後室）	8	
電気室	コンデンサー	5	
計		13	

※建築設備において、ポリ塩化ビフェニルの含有の可能性がある設備は、蛍光灯・水銀灯の安定器であるが、日本照明器具工業会は「ポリ塩化ビフェニル使用安定器は、1972年（昭和47年8月に製造を中止しており、同年9月以降の製造・出荷製品に使用されていない）としている。既存施設の建設時期は昭和58年度、59年度であり各安定器にポリ塩化ビフェニルが含有粗ている可能性は低い。ただし確定できないため、解体工事施工時に、安定器の製造年月日を調べ措置するものとする。

第5章 工事仕様

1. 計画条件

本工事の跡地は、新焼却施設の建設敷地として使用する予定である。

2. 解体フロー

本工事の標準解体フローを示す。

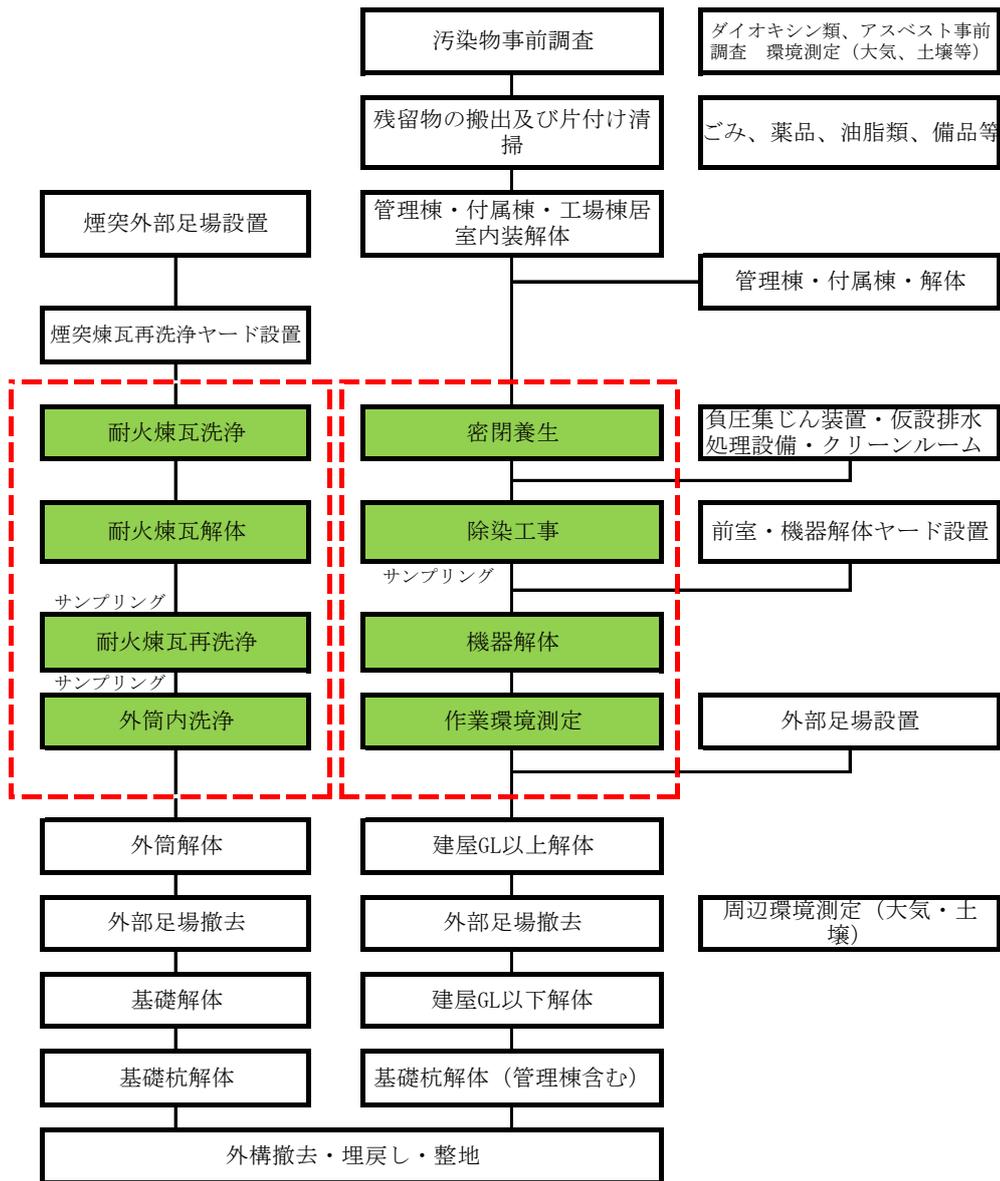


図 5-2 解体フロー案

3. 一般仮設工事

3-1 仮設電気 工事用水

工事に必要な電気、用水は全て、乙にて、用意するものとする。なお、上水道のメーター位置

は敷地内にある。使用の際は、メーターの名義変更を行うこと。

3-2 仮囲い

仮囲いは万能鋼板（H=3m）とし、位置は添付図を参照するものとする。

3-3 外部足場

建屋外部足場及び煙突外部足場は密閉養生の足場又は解体時の飛散防止用とする。枠組本足場とし手摺先行方式とする。

原則、防音シートで、養生を行うこと。ただし、煙突は、管理区域部分を防音シートとし、それ以外は各社の解体工法に応じて、騒音規制値が守れる養生とする。

4. ダイオキシソ類対策仮設工事

4-1 管理区域の設定

ダイオキシソ類の管理区域は、プラントのフロー図、各階平面図、施工性等を考慮して、別添の各階平面図、断面図のとおりと仮定し、ダイオキシソ類の空気中の濃度が一番高くなる除染作業中の管理区域及び保護具レベル案を示す。

表 5-4-1 除染中の管理区域

階名	名称	管理区域	保護具レベル	備考
1F	炉室・灰搬出室	第3管理区域	レベル3	
1F	誘引送風機室	第3管理区域	レベル3	
1F	炉室機器内	第3管理区域	レベル3	
	煙突内部	第3管理区域	レベル3	
	煙突耐火煉瓦除染ヤード	第1管理区域	レベル2	
B 1	灰ピット他貯槽	第3管理区域	レベル3	
B 1	汚水槽他貯槽	第3管理区域	レベル3	

4-2 密閉養生及び除染水の流出防止対策

ダイオキシソ類管理区域内作業（除染工事及び機器解体）を行う場合は、管理区域の汚染物等が区域外に漏出しないよう以下の密閉養生を行うこと。密閉養生作業は、高所作業車で行うことを標準とするが、必要に応じて足場の設置を行うものとする。

外部に接する窓は、シート及び合板で密閉し、隙間は発砲ウレタン等でシールする。扉、シャッターは洗浄水が流出しなうようCB等で、防液堤を設置する。亀裂がある床は洗浄水等が流出しないようシール等の措置をするものとする。また、工場棟屋根の換気モニターは外部より密閉養生を行うものとする。

4-3 負圧集じん機

管理区域から外部への排気は、プレフィルター、チャコールフィルター、HEPA フィルター等のろ過材を備えた負圧集じん機を通して行うこと。負圧集じん機的能力は、第2章9.(1)に記載する環境保全基準を満たすものとする。なお、換気回数は時間4回を標準とし、設備能力には十分余裕を持たせ、適切な換気能力を確保すること。

除染工事中は負圧状態を保つものとし、必要に応じて局所集じんを行うこと。

また、管理区域の密閉状況を確認するため、負圧集じん機出口における粉じん濃度及び微差圧

計を常時モニタリングできるシステムを計画すること。

4-4 クリーンルーム

必要設備は以下の表とし必要な面積・内容を確保すること。

日常の作業員、元請職員、監督職員、監督補助員の合計人数分の必要面積とする。なお、監督職員及び補助員の人数は3人程度とし、専用の保護具（新品）を用意すること。

設置位置は各社の任意とすること。

表 5-4-4 クリーンルーム主要設備

用途	必要備品	備考
1 前室	足拭きマット（湿潤）	管理区域境界に設置
2 エアシャワー		管理区域境界に設置
3 保護具脱着所	使用済保護具容器（密閉型）	
4 保護具管理室	保護具専用ロッカー、乾燥機	監督職員の専用保護具 3
5 更衣室	ロッカー等	監督職員の専用ロッカー3
6 休憩室	テーブル、椅子、冷水器	エアコン装備
7 シャワー・洗面ユニット	温水シャワー、洗面ユニット	

4-5 仮設排水処理設備

除染した排水を処理する仮設排水処理設備を設置すること。仮設排水処理設備は次の処理を行い、第2章9.(2)に記載する環境保全基準を満たす処理能力を有するものとする。

また残留水、除染水は再利用できる計画とすること。

- ①油分処理
- ②重金属不溶化
- ③ダイオキシン類処理(溶解性ダイオキシン類含む)

処理後の水質基準は、ダイオキシン類は10pg-TEQ/L以下とする。

ダイオキシン類濃度は、SSで管理する。ただし、SSは試運転により濁度との相関を測定し濁度を常時自動モニタリングできるものとする。

重金属類は水質汚濁防止法の排水基準値以下とし、以下の項目を管理するものとする。

- ①カドミウム及びその化合物、②シアン化合物、③鉛及びその化合物、④六価クロム化合物
- ⑤砒素及びその化合物、⑥水銀及びアルキル水銀、⑦その他の水銀化合物、⑧PCB、
- ⑨セレン及びその化合物、⑩ほう素及びその化合物、⑪ふっ素及びその化合物

4-6 解体発生材一時保管場所

解体工事で発生する各種産業廃棄物の一時保管場所は、倉庫・車庫を利用すること。保管にあたっては、廃棄物処理法を遵守すること。

5. 除染工事

除染工事中は、作業員のばく露防止、外部への飛散防止に努めるとともに、除染後には必ず、監督職員及び監督職員補助の検査を受けるものとする。

5-1 除染方法

汚染区域の除染作業は、管理区域に合わせた保護具レベルとすること。小配管や、電気集じん器の電極など洗浄が難しい箇所は人力、機械を必要に応じて併用する。洗浄は原則として高圧洗浄水及びブラスト等（サンド、重曹等）を使用し汚染レベルに見合った除去方法で計画するもの

とする。

表 5-5-1 除染方法

箇所	方法	管理区域	保護具	備考
管理区域内プレ洗浄	湿潤吸収	第3管理区域	レベル3	
管理区域内機器	高圧水又はブラスト	第3管理区域	レベル3	
耐火物洗浄	高圧水又はブラスト	第3管理区域	レベル3	
煙道・煙突洗浄	高圧水又はブラスト	第3管理区域	レベル3	
建屋ポスト洗浄	高圧水	第1管理区域	レベル2	

5-2 管理区域内プレ洗浄

機器等の高圧水除染前に、焼却炉内、ガス冷却器、電気集じん器、誘引送風機、煙道の残灰を、飛散しないよう湿潤化し、バキューム等で除去する。(プレ洗浄)

その後、炉室の機器類の外部、床、を低圧水にて除染工事前に洗浄する。

集じんした残留灰は、濃度測定し適切に処理するものとする。

5-3 機器内洗浄用足場の設置 (必要に応じて)

建屋内部足場は建屋内部及び灰ピットの洗浄用とし、機器内洗浄用足場は、焼却炉、ガス冷却室のダイオキシン類汚染物洗浄用とし、必要に応じて設置するものとする。また足場の構造は単管又は枠組足場とするものとする。

5-4 プラント機器及びダクト洗浄

原則人力での施工であるが、手の届かない箇所は機械で施工とすること。なお、機器外部も洗浄するものとする。とりわけ、第4章1-1で高濃度の汚染物が残留している機器は入念に行うものとする。

石綿含有産業廃棄物の機器点検口のパッキン等は、機械で解体とせず、除染後ガス溶断等にて点検口をはずし、そのまま処理するものとする。なおガス溶断は、ばく露防止対策要綱に基づき行うものとする。

解体中は、湿潤化を行い、粉じんの再浮遊を抑えること。

解体重機は、低騒音型で排ガス規制対応型とする。

5-5 焼却炉、ガス冷却室

耐火物洗浄は高圧水を原則とするが、強度が強く表面の汚染物を削除することが困難な場合はブラスト等を使用して洗浄すること。なお、洗浄はダイオキシン類濃度が土壤環境基準(250pg-TEQ/g)以下になるまで行うこと。

5-6 煙突洗浄

煙突内部は耐火煉瓦が積み上げられている。除染は3Dノズルでの機械洗浄とする。

耐火煉瓦は、人力で解体後煙突下部に設置した下屋(耐火煉瓦洗浄ヤード)にて、ダイオキシン類濃度が土壤環境基準(250pg-TEQ/g)以下になるまで行うこと。洗浄後は5章4-6の解体発生材一時保管場所に保管し、分析結果後に監督職員の承諾を得てから適切に処分を行うこと。

煙突外筒(コンクリート部分)は、煉瓦解体後、内部を機械洗浄し、サンプリングを行い分析結果後に監督職員の承諾を得てから解体を行うものとする。

表 5-5-6 仕様 (案)

項目	内寸法	床	外壁	内壁等	屋根仕様	備考
耐火煉瓦 洗浄ヤード		土間コンクリート (t = 200)、集水桝 防液堤 (CB)	枠組み足場 + 防炎シート 出入口		各社の任意	密閉養生が必要。管理区域内

5-7 灰ピット、灰沈殿槽、灰汚水槽及び灰出搬出室、汚水貯留槽の洗浄

解体後のコンクリートガラは、建設リサイクル法にて、中間処理を行うことを標準としているため、本工事では第3章 10) で示したように、ダイオキシン類濃度が土壌環境基準 (250pg-TEQ/g) 以下になるまで行うこと。

とりわけ、灰ピット、灰搬出室の床は、ダイオキシン類濃度が高い傾向にあるため、繰り返し洗浄を行うこと。

なお、一般解体はサンプリングを行い分析結果後に監督職員の承諾を得てから解体を行うものとする。

5-8 建屋ポスト洗浄

機器解体後、解体中に発生した粉じんが、建屋内部の梁等に堆積しているため、高所作業車を利用して、洗浄を行うこと。

洗浄後に、監督職員の立会のもと、管理区域内の粉じん濃度及び作業環境測定を行い、管理区域の解除を行うものとする。

6. 汚染物除去等の確認

汚染物除去等の確認は以下の測定を行うものとする。

- ・ 除染後の付着物 (ダイオキシン類及び重金属類)
- ・ 仮設排水処理設の処理水 (ダイオキシン類及び重金属類)
- ・ 負圧集じん機出口での粉じん濃度、管理区域差圧の連続測定
- ・ 施工前・施工中・施工後の作業環境測定
- ・ 施工開始前・解体終了時の周辺大気測定
- ・ 施工開始前・解体終了時の周辺土壌の測定
- ・ 施工前・施工中の周辺騒音・振動測定

6-1 除染後の汚染物確認

機器及び建物に付着している汚染物が、確実に除去されたかを確認するために、以下の表のとおりサンプリングを行い、ダイオキシン類の含有と重金属類の溶出等の確認の確認を行うものとする。その他の鉄類は目視とする。

表 5-6-1 除染後の付着物サンプリング数量は2基分の合計

サンプリング箇所	対象物	ダイオキシン類	重金属類
焼却炉	耐火煉瓦	2	2
ガス冷却室	不定形耐火物	2	2
煙突	耐火煉瓦	2	2
	外筒コンクリート	2	2
灰ピット	床コンクリート	2	2

	壁コンクリート	2	2
灰沈殿槽	床・壁コンクリート	1	1
灰汚水槽	床・壁コンクリート	1	1
汚水貯留槽	床・壁コンクリート	1	1
灰搬出室	床コンクリート	1	1
灰出コンベア室	床コンクリート	1	1
残留灰		1	1
計		18 検体	18 検体

重金属類の溶出試験項目は、産業廃棄物に係る判定基準の「金属類を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和 48 年総理府令第 5 号）の汚泥、燃殻、ばいじん、鉱さいの基準とし、以下の項目（11 項目）とする。

- ①アルキル水銀化合物、②水銀又はその化合物、③カドミウム又はその化合物、
④鉛又はその化合物、⑤有機リン化合物、⑥六価クロム化合物、⑦砒素及びその化合物、
⑧シアン化合物、⑨ポリ塩化ビフェニル、⑩ベンゼン、⑪セレン又はその化合物

6-2 仮設排水処理設備の処理水

ダイオキシン類と重金属類 11 項目を測定するものとする。

表 5-6-2 仮設排水処理設備処理水サンプリング

サンプリング時期	対象物	ダイオキシン類	重金属類
施工中	処理水(循環水)	1	1
施工後	最終残水(汚泥含む)	1	1
計		2 検体	2 検体

重金属類の溶出試験項目は、「水質汚濁防止法の有害物質に係る排水基準」中の以下の項目（11 項目）とする。なお施工後は最終残水・汚泥を測定する。

- ①アルキル水銀化合物、②水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、③カドミウム又はその化合物、④鉛又はその化合物、⑤有機リン化合物、⑥六価クロム化合物、⑦砒素及びその化合物、⑧シアン化合物、⑨PCB、⑩ベンゼン、⑪セレン又はその化合物

6-3 連続測定及びモニタリング

ダイオキシン類管理区域解除までの期間、負圧集じん機出口における粉じん濃度及び管理区域内部の差圧を連続監視するものとする。乙の現場事務所にて測定値を常時監視できるシステムとし、観測データを保存、出力できるものとする。

6-4 施工前・施工中・施工後の作業環境測定

施工前、施工中（除染中）、施工後（機器解体後）に作業環境測定を行い、空気中のダイオキシン類濃度を測定する。なお、管理区域ごとの測定であるため、解体方法によってその測定回数が異なるが、以下の表を標準として計画するものとする。ただし、施工前測定は粉じん濃度との相関をとるためとする。

表 5-6-4 作業環境測定箇所

サンプリング箇所	施工前	施工中	施工後
炉室・誘引送風機室	1回	1回	1回
灰出室	1回	1回	
レンガ洗浄ヤード		1回	
計	2回	3回	1回

施工前：プレ洗浄後の時期を示す。

施工後：機器解体後で建屋ポスト洗浄後の時期を示す。

6-5 施工開始前・解体終了後の周辺大気測定

解体工事による環境への影響の有無を調べるために、施工前、解体終了後に、敷地境界の大気中のダイオキシン類濃度を測定するものとする。

表 5-6-5 周辺大気測定

サンプリング箇所	施工前	施工中	施工後(解体終了後)
東西南北地点	4箇所	なし	4箇所

6-6 施工開始前・解体終了後の周辺土壌測定

解体工事による環境へ影響の有無を調べるために、施工開始前に敷地境界に移入土を設置し、解体作業終了後に、そのダイオキシン類濃度を測定するものとする。

表 5-6-6 周辺土壌測定

サンプリング箇所	施工前	施工中	施工後(解体終了後)
東西南北地点	1箇所	なし	4箇所
計	1箇所		4箇所

※施工前の1箇所とは移入土を示す。

6-7 施工開始前・施工中の騒音・振動測定

施工前と施工中に敷地境界にて騒音・振動を測定するものとする。

表 5-6-7 周辺土壌測定

サンプリング箇所	施工前	施工中
東西南北地点	4箇所	4箇所
計	4箇所	4箇所

7. 建屋・プラント機器解体準備工事

7-1 解体ヤードの設置

解体フローで示したように、汚染物の周辺への飛散防止のために、解体ヤードを設けること。仕様は以下を参考に各社の任意とする。

表 5-7-1 解体ヤード・前室の仕様 (案)

項目	内寸法	床	外壁	内壁等	屋根仕様	備考
解体ヤード	15.0m×11.0m×12m	土間コンクリート（t = 200）、集水桝防液堤（CB）	枠組み足場＋防災シート 出入口		各社の任意	密閉養生が必要。管理区域内

7-2 プラント機器解体

石綿含有産業廃棄物の機器点検口のパッキン等は、機械で解体とせず、除染後ガス溶断等にて点検口をはずし、そのまま処理するものとする。なおガス溶断は、ばく露防止対策要綱に基づき行うものとする。

蛍光灯、照明用安定器、煙感知器等は、人力で分別解体すること。

解体中は、湿潤化を行い、粉じんの再浮遊を抑えること。

解体重機は、低騒音型で排ガス規制対応型とする。

7-3 ベローQ等（リフラクトリーセラミックファイバー）の非金属制伸縮継手の撤去

厚生労働基準局は平成27年9月30日 基発0930第9号で「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」で機器のダクトを接続している、ベローQ等の非金属制伸縮継手の撤去は、石綿含有産業廃棄物の機器点検口のパッキン等と同様に扱う旨を通知している。

本工事では、事前に調査し、報告すること。

なお、ベローQ等の非金属制伸縮継手の撤去は機械で解体とせず、ボルト・ナットを撤去した後、人力で撤去して、石綿含有産業廃棄物と同じ扱いとして処理する。

8. 建屋地上部解体工事

8-1 工場棟建屋、管理棟、その他建屋、構造物解体

建屋・構造物解体は油圧式圧砕、せん断工法等にて解体する。大きさは受入先の条件を満たす寸法とする。周辺への騒音・振動に配慮し、解体物の床への直接落下を極力抑えて解体すること。

解体中は、湿潤化を行い、粉じんの再浮遊を抑えること。

解体重機は、低騒音型で排ガス規制対応型とする。

9. 建屋地下解体工事

9-1 建屋地下解体

建屋・構造物解体は油圧式圧砕、せん断工法等にて解体する。大きさは受入先の条件を満たす寸法とする。

現地盤の地下水位の測定データはないが、別添資料の建設当時の地質調査結果報告書によると、水位はGL-0.3mとなっている。したがって、掘削に伴う水替え工を計画すること。

なお、くみ上げた地下水は濁り、油分等を前処理して雨水側溝に排水するものとする。

以下の表に工場棟の地下部分、地下ピット等の概略深さを示す。

土留めは各社の任意とするが、オープン掘削の場合は、敷地西側のブロック積に影響の無い範囲での施工とする。

表 5-9-1 各施設の地下部分の深さ概要

番号	施設名	場 所	深さ（底盤下）	備 考
1	工場棟	ごみピット、	GL-6.0m	耐圧版 1.0m
2		ごみピット排水貯留槽	GL-7.0m	耐圧版 0.3m
3		ろ液貯留槽	GL-7.0m	耐圧版 0.3m
4		プラント用受水槽	GL-6.0m	耐圧版 1.0m
5		噴射水槽	GL-3.0m	耐圧版 1.0m
6		灰出しコンベア室	GL-3.0m	耐圧版 0.3m
7		灰ピット	GL-5.4m	耐圧版 0.8m
8		灰沈殿槽	GL-6.7m	耐圧版 0.8m
9		灰汚水槽	GL-6.7m	耐圧版 0.8m
10		汚水受槽	GL-5.0m	耐圧版 0.8m
11		ろ過水槽	GL-5.0m	耐圧版 0.8m
12		再使用水槽	GL-5.0m	耐圧版 0.8m
13		基礎・地中梁	GL-1.0m	
14	煙突	基礎	GL-3.5m	耐圧版 3.5m
15	計量機		GL-1.3m	耐圧版 0.2m
16	重油タンク		GL-2.4m	耐圧版 0.3m
17	管理棟	基礎・地中梁	GL-0.9m	

10. 内装解体

10-1 一般内装解体

内装材のとりこわしは、人力施工を標準とし分別解体を行うこと。

11. アスベスト成型板撤去

11-1 事前施工調査

アスベスト成型板の撤去に当たり、第4章の結果に基づき、事前に施工調査を次の事項について行う。調査結果は、図面により記録し、監督員に提出する。

- ①アスベスト成型板使用部位の確認
- ②アスベスト成型板の種別、厚さ等の確認
- ③アスベスト成型板使用数量の確認
- ④施工範囲等の確認

11-2 成型板の撤去

アスベスト成型板の撤去に当たり施工計画書をあらかじめ提出し、甲の承諾後施工する。

アスベスト成型板の撤去に当たり乙は石綿作業主任者を選任し、工事経歴書を添付した書面を甲に提出する。アスベスト成型板撤去作業は、選任された石綿作業主任者の指示のもとに行う。

作業エリアには、「アスベスト等の取扱い作業関係者以外立入禁止」である旨の表示をする。また、石綿障害予防規則第34条による掲示を行う。

アスベスト成型板の撤去は、内装材及び外部建具等の撤去に先がけて行う。

建物内邪で撤去作業を行う場合は、外邪建具を閉鎖するとともに、ガラスの破損箇所及び換気扇枠等で粉じんが外邪に飛散するおそれがある箇所をビニルシート等で塞ぐものとする。

アスベスト成形板の撤去は、可能な限り破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則として「手ばらし」とする。なお、建物外邪のアスベスト成形板を撤去する場合は、できる限り原形のまま撤去する。

撤去作業中は、散水その他の方法により、アスベスト成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。

撤去作業者は、防じんマスク、防護メガネ及び作業衣を着用する。

11-3 成型板の集積・運搬等

撤去したアスベスト成形板の集積及び積込みに当たっては、高所より投下しないことその他、粉じんの飛散防止に努める。

細かく破砕されたアスベスト成形板は、湿潤化のうえ、「アスベスト廃棄物」である旨の表示をした丈夫なプラスチック袋に入れる等、飛散防止の措置を講じる。

撤去したアスベスト成形板を運搬するまでの間、現場内に保管する場合は、一定の保管場所を定め一般の内装材と分別して保管するものとし、シートで覆う等、飛散防止の措置を講じる。また、保管場所には、アスベスト成形板の保管場所あることの表示を行う。

アスベスト成形板の運搬に当たっては、運搬車両の荷台全体をシート等で覆い飛散防止に努める。

アスベスト成形板の撤去、集積、積込み及び保管等の処理が完了した場合は、速やかに監督員に報告し、確実に処理されたかの確認を受ける。

その他は「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2014.6（環境省水・大気環境局大気環境課）」の3.12「特定建築材労以外の石綿含有建材を除去する時の石綿飛散防止対策」を遵守して施工するものとする。

12. 煙突解体

煙突外筒解体は、重機での解体が可能な高さ（GL+15m想定）までは人力解体を標準施工方法とする。

それ以下は重機解体で行うものとするが、解体方法は各社の任意とする。

13. 基礎杭の解体

以下の表に各施設の杭の本数を示す。工場棟杭はAC杭、煙突の杭は場所打ち杭（深礎杭）である。排水処理施設はPC杭である。

表 5-13-1 各施設の基礎杭概要

番号	施設名	杭長 (m)	杭本数		
			AC 杭 300	AC 杭 φ 350	深礎杭 φ 1200
1	工場棟	6	30	6	1
2	管理棟	6		12	
3	煙突	6.5			9
計			30	18	10

14. 外構・植栽解体

解体範囲内の植栽の撤去は、伐根も含むものとする。敷地周辺の雨水排水桝、排水側溝は残置するが、埋設されている汚水処理配管は全て撤去するものとする。構内道路の舗装は、表層を撤去するが路盤は残置する。(外構撤去範囲図参照)

15. 埋め戻し・整地工事

掘削土は場内に仮置きとし埋戻土として流用するが、不足分は購入土とする。

建屋地下部分の埋戻しは飽和状態にならないよう壁或いは底盤に水抜き穴をあけるものとする。

埋戻し高さは、既存の舗装天端とするが、表層部分に再生砕石(0-40)を20cm敷き均し、転圧して仕上げるものとする。埋戻しの材料は砂質土とし「社団法人土壌環境センター」の「埋戻し土壌の品質管理指針」に準拠して分析するものとする。分析項目は特定有害物質25物質のうち、自然界に元素として存在する物質として環水土第20号別紙1に示される物質(砒素、鉛、ふっ素、ほう素、水銀、カドミウム、セレン、六価クロムの8物質)の溶出量、含有量とダイオキシン類含有量、及び放射性セシウム134,137濃度とする。